

(行政や事業者が、消費者の権利の実現のためその責務
消費者自身も、「自立した消費者」として主体的・合理的に行動する)

消費者の役割

- 自ら進んで消費生活に関する必要な知識を習得し、主体的かつ合理的に行動することにより、消費者の権利の確立に努め、安全安心な消費生活社会の実現に積極的な役割を果たすこと
- 県の施策に対して意見表明や提言を行うよう努めること
- 環境への負荷の低減に配慮すること

1 消費者教育・情報提供

県は、消費生活支援センターを核として、市町村や教育機関、消費者、事業者などの連携を大切にしながら消費者教育、情報提供を行います。具体的な事業の実施にあたっては、苦情相談の状況を分析するなど経済社会の変化を踏まえながら、対象者の世代の違い、あるいは心身に障害がある場合はその状況等に配慮して行います。また、県内全市町村に委嘱されている消費生活推進員は、消費生活に関する地域のリーダーとして積極的な役割が期待されています。

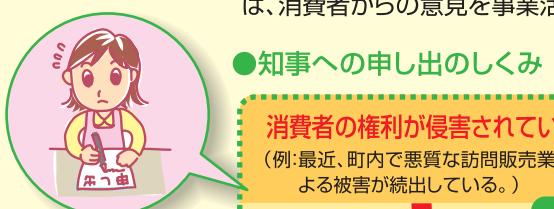
【消費生活推進員の役割】～地域と行政の橋渡し役～

- 消費者被害の救済や未然防止のため、地域において消費者教育、情報提供を行う
- 地域における消費生活の実態を行政に伝える



2 消費者の意見の反映 一知事への申し出制度

県民は、消費者の権利が侵害されている疑いがあるときは、知事に対して申し出ることができます。また、事業者は、消費者からの意見を事業活動に反映するよう努めなければなりません。



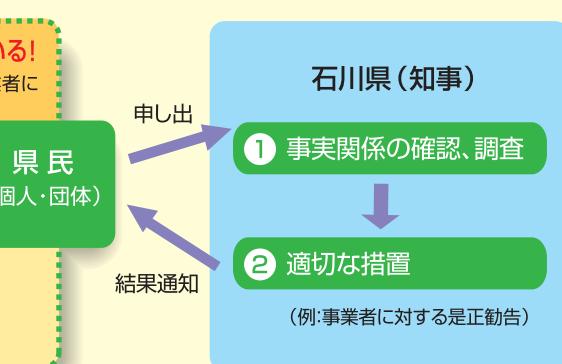
●知事への申し出のしくみ

石川県知事殿 年月日 申し出人の住所
（個人・団体） 氏名

石川県安全安心な消費生活社会づくり条例第21条の規定に基づき、下記のとおり消費者の権利が侵害されているおそれがあるので、適切な措置をとるよう求めます。

記

1. 申し出の趣旨
2. 求める措置の内容
3. その他参考となる事項



県民へ情報提供
必要に応じて、処理の経過や結果を公表



知事への申し出は書面により行います。申出書の書き方などの問い合わせは、環境安全部生活安全課まで。なお、申出書の提出については、消費生活支援センターでも受け付けています。